

第三期

西東京市人にやさしいまちづくり推進計画 (素案)

令和 年 月

西東京市

目次

調整中

「第三期西東京市人にやさしいまちづくり推進計画」の策定にあたって

西東京市人にやさしいまちづくり条例（平成19年12月20日条例第68号）第7条の規定に基づき、平成21（2009）年3月に第一期となる「西東京市人にやさしいまちづくり推進計画」（以下「第一期計画」といいます。）を策定しました。

その後、平成31（2019）年3月には「第二期西東京市人にやさしいまちづくり推進計画」（以下「第二期計画」といいます。）を策定し、市の上位、関連計画等に基づく取り組みとの整合・連携を図ることから第一期計画からの基本理念と基本方針をもとに設定する3つの基本目標ごとに施策の方向性を示し、それぞれに該当する具体的な施策を各分野の個別計画等に基づき列挙し、今後の目標を定め、目標実現に向けた取り組み状況を定期的に調査してきました。

第二期計画の計画期間中、新型コロナウイルスの流行がありましたが、感染症対策等を行いながら着実に取り組みが進められ、人にやさしいまちづくりの実現に向け着実に進んでいるものと考えています。

今回、第二期計画の計画期間が令和5（2023）年度までのため、「第三期人にやさしいまちづくり推進計画」（以下「本計画」といいます。）では、第二期計画からの基本理念や基本方針を引き継ぎながら、また、本計画から新たに加わった施策もあり、引き続き、住んでみたい、住み続けたい、住んでいて良かったと思えるまちの実現を目指し、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度を計画期間とする本計画を策定しました。

1 計画の基本事項

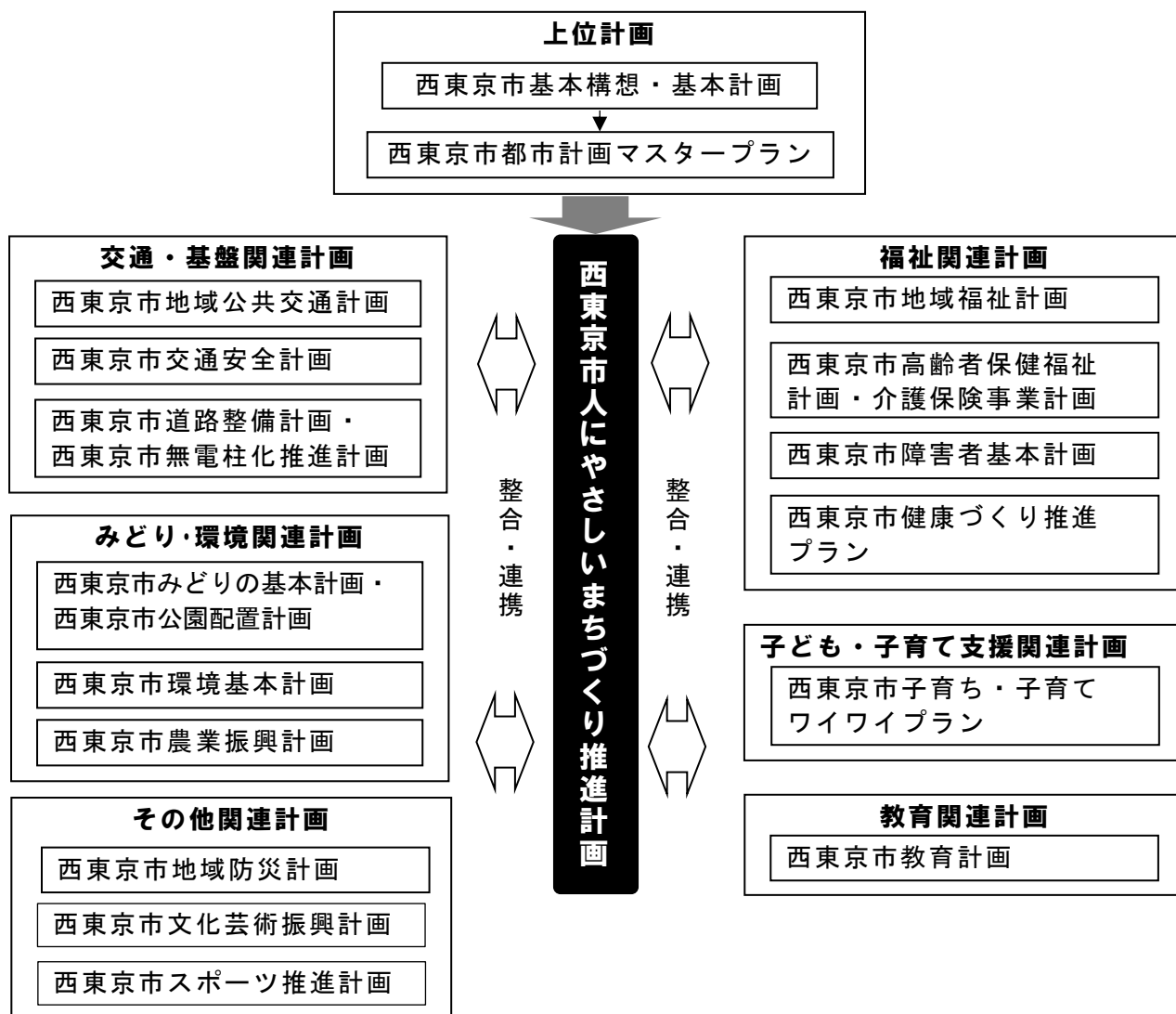
1-1 計画策定の目的

本計画は、すべての市民が快適で、安全・安心に暮らしていけるまちを実現するため、人にやさしいまちづくりの推進に必要な基本理念、基本方針、基本目標、施策を総合的・体系的に示すことを目的としたものです。

人にやさしいまちづくりの推進にあたっては、まちを形成する社会基盤施設等の整備ばかりでなく、市民・事業者の理解、協力が不可欠であることから、本計画ではハード・ソフトの両面からの取り組みを示すこととします。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、第二期計画の考え方を継承し、西東京市における「人にやさしいまちづくりの総合的な指針」として位置付けます。また、本計画は、以下に示す市の上位・関連計画等と密接に関係しているため、各計画等に基づく取り組みとの整合・連携を図ります。



1-3 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5ヵ年とします。

本計画は、さまざまな分野に関係しており、市の上位・関連計画等に基づく取り組みとの整合・連携を図ることから、社会状況等の変化を踏まえるとともに、上位・関連計画等の改定状況を考慮しながら適宜見直しを行います。

1-4 計画の進行管理

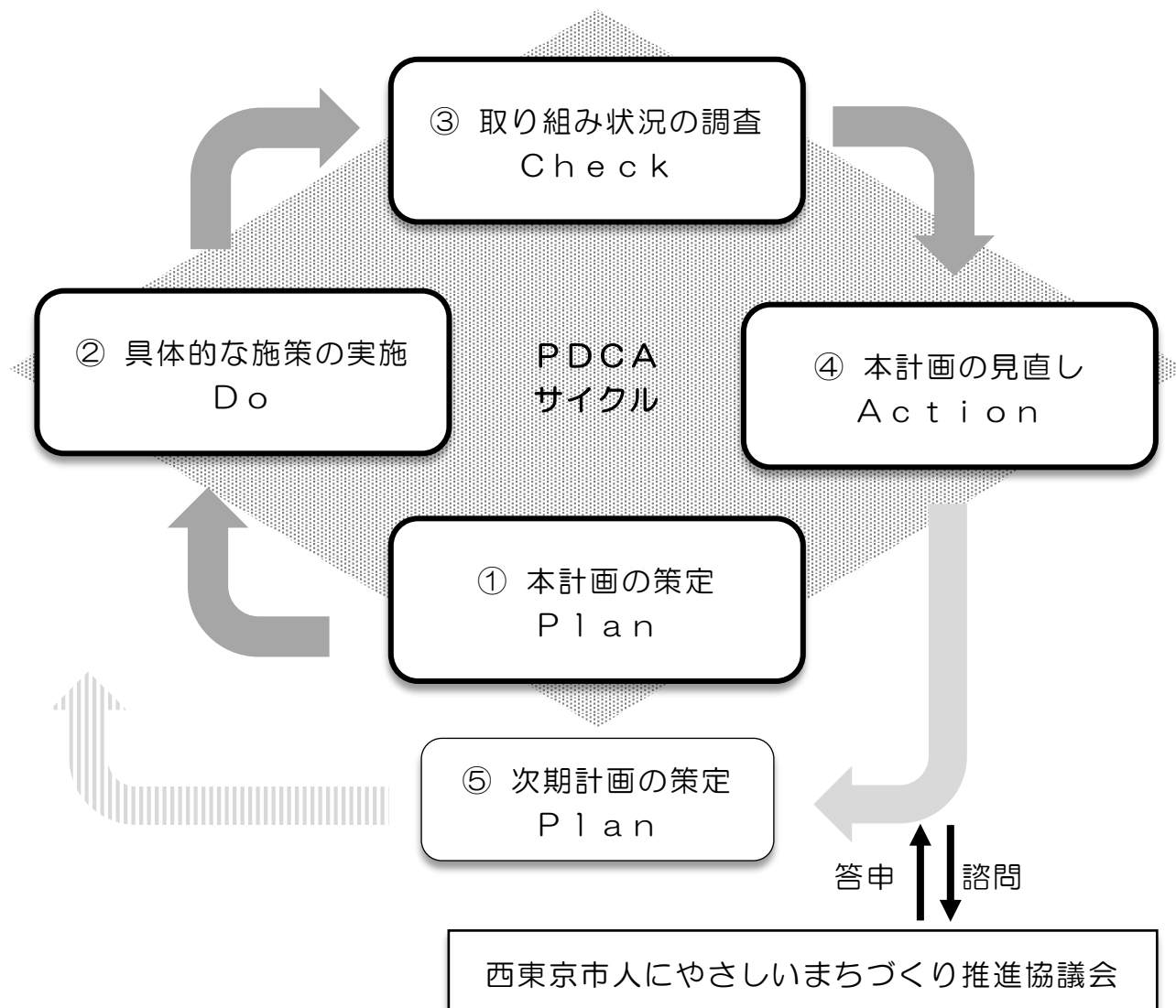
本計画では、市の上位・関連計画等に基づく取り組みとの整合・連携を図ることから、基本理念と基本方針をもとに設定する3つの基本目標ごとに施策の方向性を示し、それぞれに該当する具体的な施策を各分野の個別計画等に基づき列挙します。

そのうえで、第一期計画の期間で行われた施策の取り組みを整理し、今後の目標を定め、目標実現に向けた取り組み状況を定期的に調査します。

また、この間の市を取り巻く社会状況等の変化に応じて、新たな具体的な施策を示し、その取り組み状況も定期的に調査します。

取り組み状況の調査の結果、必要に応じて、本計画の見直しを行います。

本計画の見直しを行い、次期計画を策定するにあたっては、市民、学識経験者や関係団体代表で構成する「西東京市人にやさしいまちづくり推進協議会」への諮問・答申を経たうえで行うこととします。



2 計画の基本的な考え方

2-1 西東京市人にやさしいまちづくり条例について

「西東京市人にやさしいまちづくり条例」の理念は、以下に示すとおりです。
本計画は、条例の理念を十分に踏まえ策定しています。

(基本理念)

- 第3条 人にやさしいまちづくりは、市民が安心して、安全に暮らせるまちを実現するため、市民、事業者及び市の相互の信頼の下に、協働により行われなければならない。
- 2 人にやさしいまちづくりは、土地基本法第2条に規定する土地について公共の福祉を優先させるものとする基本理念及び環境基本法第4条に規定する環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を旨とする基本理念を踏まえ、総合的かつ計画的に行われなければならない。
- 3 人にやさしいまちづくりは、地球環境への配慮、緑の保全と創出、人と緑の触れ合いについて策定した市の定める緑化に関する計画に基づき行われなければならない。
- 4 人にやさしいまちづくりは、高齢者・障害者をはじめすべての市民が暮らしやすくするため、障壁等がなく自由に行動できるまちにしていくことを基本として行われなければならない。

また、西東京市人にやさしいまちづくり条例第7条では、西東京市人にやさしいまちづくり推進計画の策定を規定しており、同条第2項では推進計画に定める事項を、以下のとおり規定しています。

(推進計画の策定)

第7条 (略)

- 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 基本理念の普及・啓発に向けた教育・学習に関する事項
 - (2) 人にやさしいまちづくりに係る情報の提供・交換に関する事項
 - (3) 高齢者・障害者等に配慮した人にやさしいまちづくりの推進に関する事項
 - (4) 公共施設のバリアフリー化（障害者基本法第21条に規定する施設のバリアフリー化をいう。以下同じ。）の推進に関する事項
 - (5) 小規模店舗等のバリアフリー化の推進支援策に関する事項
 - (6) 人にやさしいまちづくりを支援する民間施設の確保に関する事項
 - (7) 公共交通機関のバリアフリー化に向けた交通事業者への協力要請に関する事項
 - (8) 緑地の確保及び保全による良好な自然環境及び居住環境に関する事項
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、人にやさしいまちづくりに関する施策に必要な事項

2-2 基本理念

本計画の基本理念は、条例の理念を踏まえ、第二期計画から引き続き、以下のとおりとします。

西東京市人にやさしいまちづくり推進計画の基本理念

**住んでみたい・住み続けたい・住んでいて良かったと思えるまちへ
～みらいにつなぐいこいの住宅都市を目指して～**

第二期計画では、市民・事業者・行政が、あらゆる人の状況を理解し互いに協力しながら、まちづくりや支えあい・助けあいの活動に取り組むことにより、すべての市民が安心して暮らしていける「西東京市」を目指してきました。

本計画においても引き続き、この基本理念のもと、快適に、安心して、安全に暮らせるまちの実現を目指します。

2-3 基本方針

基本理念をもとに、本計画の基本的な方向性（基本方針）は以下の3点とします。

基本方針1 だれもが人にやさしい支えあいのまちづくり

人にやさしいまちづくりは、市民一人ひとりが意識をもち、他人を思いやる心を持つことなしには、実現できません。「まちづくりは人づくり」との観点に立ち、市民のやさしい心を育む取り組みを推進します。

基本方針2 「もの」と「心」のバリアをなくすまちづくり

道路や施設などにおける物理的なバリア（障壁）の解消のほか、人々の生活の中に潜在している差別や偏見など（心のバリア）の解消に努めます。

基本方針3 安らぎが感じられるまちづくり

「人にやさしいまちづくり」の推進にあたっては、市民・事業者・行政の協働により、人々が安らぎを感じることのできる環境づくりも視野に入れた取り組みを展開していきます。

2-4 基本目標

基本理念と基本方針をもとに、本計画では3つの基本目標を設定し、これに沿って施策の体系を展開します。

基本目標1 やさしい心と主体性を育む取り組みの推進

ユニバーサルデザインの理念や高齢者や障害のある人等に対する市民の理解を深めるため、普及啓発や教育、情報提供等を推進します。

また、地域におけるコミュニティ形成とさまざまな支えあいの活動を促進し、市民による人にやさしいまちづくりを推進します。

基本目標2 すべての人にやさしい公共空間づくり

公共施設等、道路等におけるバリアフリー化と積極的な緑化により、高齢者や障害のある人等だれもが快適に利用できる公共空間整備を推進します。また、公共交通機関等のバリアフリー化を促進していくよう交通事業者に協力を要請していきます。

市民の憩いの場となる公園・緑地などの確保に努めるとともに、既存の公園・緑地についても快適性を高めるために適切な管理を行います。

基本目標3 市民・事業者の協力によるやさしいまちづくり

小規模店舗等の入口の段差解消をはじめとするバリアフリー化を推進することで、高齢者や障害のある人等だれもが快適に利用しやすい環境を整備します。また、誰もが気軽にベンチや休憩スペース、トイレ等を利用できるよう、民間施設への協力を要請していきます。

宅地や事業所敷地など民有地における緑化を促進するとともに、農地・樹林地についても積極的な活用を図ります。

2-5 施策の体系

【基本理念】

住んでみたい・住み続けたい・住んでいて良かったと思えるまちへ
くみらいにつなぐいいの住宅都市を目指して

基本方針1 だれもが人にやさしい支えあいのまちづくり

基本目標1 やさしい心と主体性を育む取り組みの推進

【施策の方向性】

- (1) 心のバリアフリー等の推進
- (2) 情報提供の充実
- (3) とともに支えあう活動の支援

基本方針2 「もの」と「心」のバリアをなくすまちづくり

基本目標2 すべての人にやさしい公共空間づくり

【施策の方向性】

- (1) 公共施設等のバリアフリー化等の推進
- (2) まちなかにおける安全性の向上
- (3) 公共交通機関等の利便性の向上
- (4) 公共の緑の保全と整備

基本方針3 安らぎが感じられるまちづくり

基本目標3 市民・事業者の協力によるやさしいまちづくり

【施策の方向性】

- (1) 小規模店舗等のバリアフリー化に関する支援
- (2) 人にやさしいまちづくりを支援する民間施設等の確保
- (3) 民有地における緑化の推進

3 施策の展開

基本目標1 やさしい心と主体性を育む取り組みの推進

(1) 心のバリアフリー等の推進

施策の方向性

高齢者や障害のある人等に対する理解を深めるために、学校教育や福祉教育、生涯学習事業など、様々な機会を通して、市民一人ひとりの心のバリアフリーを推進します。

具体的な 施策	1 小中学校における福祉教育の推進
担当課 (関連計画等)	教育指導課（教育計画） 地域共生課（地域福祉計画）
施策の内容	ボランティア活動等の体験及び西東京市ボランティア・市民活動センターからの講師を招いた授業など、児童の高齢者や障害のある人等多様性への理解を深める福祉教育を推進します。
これまでの 取り組み	新型コロナウイルス感染症に配慮しつつ、総合的な学習の時間において、障害のある人の疑似体験（点字体験、手話体験等）を実施しました。また、障害のある人との交流や障害者施設への訪問、外部から招いた講師による授業や講演会を実施しました。 西東京市ボランティア・市民活動センターから、ボランティア活動をする方を講師として派遣し、ボランティアの意義、障害のある人への理解を深める福祉教育を実施しました。
今後の目標	小・中学校における社会奉仕体験等、福祉教育を充実させていくことで、人権課題「障害のある人」や「高齢者」等「多様性」に関わる人権教育の一層の効果的な推進を図ります。

具体的な 施策	2 地域における福祉教育の推進
担当課 (関連計画等)	公民館（教育計画）
施策の内容	生涯学習関係の講座などを活用し、福祉教育や地域福祉、地域の課題や解決方法について学ぶ機会を充実します。
これまでの 取り組み	生涯学習関係の講座において、障がいのある人への理解を深める事業として、障がいのある人もない人も参加し、交流する事業「イスに座って！やぎさわディスコ」、障がいのある人と交流しながら学ぶ「インクルーシブな社会を目指す講座・親子講座」、高齢者への理解を深める事業として、認知症を取り上げた映画の上映会や「高齢者の課題を考える講座」等を実施しました。
今後の目標	生涯学習事業として引き続き、障がいのある人もない人も参加し、交流しながら、共に活動する事業や高齢者・障がいのある人への理解を深めることにつながる事業に取り組みます。

具体的な 施策	3 小中学校における環境学習の推進
担当課 (関連計画等)	教育指導課（教育計画） 環境保全課（環境基本計画）
施策の内容	市内の小中学校では、総合的な学習の時間等を活用し、地球環境問題や身近な環境保全活動等についての学習を推進します。 また、学校教育における実践的な環境教育プログラムを検討していきます。
これまでの 取り組み	小中学校において、環境を守り、資源を大切にすることを育み、効果的な行動を促すための環境学習を推進しました。 環境副読本として、「西東京市の環境」を作成し、各学校に配布しました。
今後の目標	生命や自然に対する感受性や、身近な環境から地球規模の環境へつなげる豊かな創造力、それを守ろうとする態度を養い、持続可能な社会の実現に努めることで、環境の保全に貢献できるよう環境教育を進めます。また、脱炭素社会を目指すゼロカーボンシティの実現のため、学校教育における環境学習の取り組みを充実します。環境学習教材の内容の充実に努めます。 そして、SDGsや環境問題を主体的に学ぶことができる機会の提供や啓発を引き続き実施します。

具体的な 施策	4 地域における環境学習の推進
担当課 (関連計画等)	環境保全課（環境基本計画）
施策の内容	「環境基本計画」に基づき、地域における環境学習を充実することにより、市民の環境保全に関する知識を高めるとともに、地域の環境保全活動への参加を促進していきます。
これまでの 取り組み	エコプラザ西東京における通信講座をはじめ、環境情報の提供、環境啓発イベントの開催や市民環境活動団体への支援を実施しました。
今後の目標	エコプラザ西東京において実施する環境学習、環境情報の提供等を通して、ゼロカーボンシティの実現のため、これまで以上に地球温暖化対策の普及に努め、引き続き地域の環境学習を推進します。

(2) 情報提供の充実

施策の方向性

高齢者や障害のある人、外国人等が必要な情報を入手できるよう、情報提供体制の充実を図ります。また、ボランティア団体、NPO等の地域における助けあいや支えあい活動について、その活動情報等を広く地域の方に提供します。

具体的な 施策	5 NPO等市民活動団体の情報発信の支援
担当課 (関連計画等)	協働コミュニティ課（市民と行政の協働に関する基本方針） 地域共生課（地域福祉計画）
施策の内容	NPO等市民活動団体の情報発信を支援し、その活動内容等について広く情報提供することで、地域住民の問題解決活動や連携活動への参加を促進します。また、ふれあいのまちづくり事業等の地域に密着した活動について広く情報提供することで、地域住民の支えあい活動への参加を促進します。
これまでの 取り組み	西東京市市民協働推進センター「ゆめこらぼ」において、機関紙の発行やホームページ、NPO市民フェスティバル等により市民活動団体の情報発信を支援しました。また、地域の市民団体活動について広く情報提供することで、地域住民の問題解決活動や連携活動への参加を促進しました。また、ふれあいのまちづくり事業などの地域の市民活動について広く情報提供することで、地域住民の支えあい活動への参加を促進しました。
今後の目標	西東京市市民協働推進センター「ゆめこらぼ」を通して、市民活動団体の情報発信を支援していきます。また、ふれあいのまちづくり事業について情報提供を継続し、地域住民の支えあい活動への参加を促進します。

具体的な 施策	6 外国人に配慮した情報の提供
担当課 (関連計画等)	文化振興課（文化芸術振興計画）
施策の内容	在住外国人が日常生活において必要としている基本的情報等について、西東京市多文化共生センターを通して提供します。
これまでの 取り組み	西東京市多文化共生センターの相談員が、多様化する相談に応じられるよう情報収集等を行っています。相談に応じて、支援活動先の紹介や多言語情報提供等を行うなど、外国籍市民特有の問題解決に向けて、より効果的・効率的な方法で問題解決をしています。また、令和2年度から導入している、通訳用タブレット端末を活用し、より複雑なコミュニケーションが必要となる相談にも的確に対応しています。
今後の目標	引き続き、西東京市多文化共生センターを通して、情報収集、支援活動先の紹介、多言語情報提供、通訳用タブレットの活用等を実施し、外国籍市民が必要とする情報等の提供を行います。

具体的な 施策	7 「障害者のしおり」の活用
担当課 (関連計画等)	障害福祉課（障害者基本計画）
施策の内容	障害者福祉に関する各種施策を総合的にまとめている「障害者のしおり」の内容を充実させ、誰もが分かりやすい冊子とします。また、有効な活用方法を検討し、必要な情報がその情報を必要としている人に的確に伝わるように努めます。
これまでの 取り組み	障害者福祉に関する各種施策を総合的にまとめている「障害者のしおり」の内容を充実させ、誰もが分かりやすい冊子としました。
今後の目標	引き続き、内容の充実に努めます。

具体的な 施策	8 子育てに関する情報提供の充実
担当課 (関連計画等)	子育て支援課（子育て・子育てワイワイプラン）
施策の内容	子育て支援施策の情報提供の充実を図るため、子育て支援情報誌等の作成を行います。
これまでの 取り組み	子育てハンドブックを作成し、対象世帯へ配布、子育て支援施設への設置及びホームページへの掲載をすることで情報提供を行いました。
今後の目標	子育て支援対策の情報提供の充実を図るため、引き続き子育て支援情報誌等の作成を行います。

具体的な 施策	9 【新規】スポーツ相談窓口の設置 (本計画より取り組む施策)
担当課 (関連計画等)	スポーツ振興課（スポーツ推進計画）
施策の内容	市民の皆様のスポーツ・運動、健康づくりのきっかけをお手伝いするため、「スポーツ相談窓口」を設置します。

(3) ともに支えあう活動の支援

施策の方向性

ボランティア団体、NPO等の市民活動団体の活動を支援するとともに、活動団体間同士の地域における連携を促進します。

具体的な 施策	10 地域における連携体制の構築
担当課 (関連計画等)	協働コミュニティ課（地域コミュニティ基本方針）
施策の内容	自治会・町内会等を中心に、各種地域組織、学校、企業、行政機関などが連携して地域課題に取り組むことができる体制（地域協力ネットワーク）の設立と運営支援に向けた取り組みを推進します。
これまでの 取り組み	平成28（2016）年2月に「南部地域協力ネットワーク」が、平成30（2018）年2月に「西部地域協力ネットワーク（にしにしnet）」が、令和2年（2020年）2月に「中部地域協力ネットワーク」が、令和5年（2023年）2月に「北東部地域協力ネットワーク」がそれぞれ市内南部、西部、中部、北東部に設置され、それぞれのネットワークにおいて、広報活動やイベントの開催、定例会の開催など、地域連携の仕組みづくりに取り組んでいます。
今後の目標	4地域すべてに設立したネットワークの活動を充実させていくとともに、さらなる4地域協力ネットワーク間の連携もすすめ、地域の連携プラットフォームとしての機能を充実させていきます。

具体的な 施策	1 1 地域における福祉人材の育成と活動拠点の整備
担当課 (関連計画等)	地域共生課（地域福祉計画）
施策の内容	地域における福祉活動の担い手となるボランティア、NPO法人、地域活動団体を育成するため、講演会・研修会・実習等を主催する社会福祉協議会の取り組みを支援します。また、ふれあいのまちづくり事業と連携を図り、地域福祉に関する情報提供、利用者相互の情報交換等を行う地域福祉活動の拠点づくりを進めます。
これまでの 取り組み	西東京市社会福祉協議会が行うふれあいのまちづくり事業に係る運営費、拠点整備費などについて、補助金を交付することにより、小地域における住民主体の福祉活動を促進し、住民相互で助け合う地域づくりを支援しました。 また、ボランティア・市民活動センター事業の運営についても補助金の交付により、ボランティア人材の育成、ボランティア活動の促進の支援を行いました。
今後の目標	補助金を交付するなど、引き続き社会福祉協議会における取り組みを支援していきます。

具体的な 施策	1 2 防災・防犯市民組織活動への支援
担当課 (関連計画等)	危機管理課 (地域防災計画、犯罪のない安全なまちづくり条例)
施策の内容	<p>市民との連携により、下校時のパトロール等を継続することにより、市民の防犯意識を高めていくとともに、「西東京市犯罪のない安全なまちづくり条例」に基づき、防犯協会をはじめとする自主防犯活動団体の防犯活動を支援していきます。また、市内では、町会・自治会及びマンションの管理組合を母体とする防災市民組織が組織されており、市の支援を得て、防災訓練や備蓄品・資機材の購入等を進めています。今後はより一層のPRを図り、防災市民組織の立ち上げを促進していきます。</p>
これまでの 取り組み	<p>コロナウイルス感染症の流行下ではありましたが、感染症対策及び参加人数の制限等を行い、対面での説明会を防犯・防災の両事業で実施することで、より懇切丁寧な活動支援に努めました。</p> <p>防犯事業としては、特に高齢者を対象とした特殊詐欺対策として自動通話録音機の普及のため、各防犯団体に周知を図り、注意喚起を行いました。</p> <p>また、子どもの安全のため、各団体と連携して市内全域の「地域合同パトロール」を実施したほか、子ども自身の防犯力向上のため、あんぜんパワーアップ教室を小学校にて実施、保護者・地域の方に子どもの安全のために、大人が街に眼差しを向けてほしいというメッセージを発信しました。</p>
今後の目標	引き続き防災市民組織・防犯活動団体の活動を支援することで、防災力の向上を図り、犯罪が起きにくい環境づくりを進めます。

具体的な 施策	13 災害時に備えた要援護者への支援体制づくり
担当課 (関連計画等)	危機管理課・高齢者支援課・障害福祉課・地域共生課 (地域防災計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者基本計画、地域福祉計画)
施策の内容	地域防災計画及び地域福祉計画等で位置づけられている災害時要援護者対策に基づき、災害発生時に備えて、自力での避難が困難な高齢者や障害のある人等に対する地域住民による支援体制づくりを行います。
これまでの 取り組み	関係各課が危機管理課と連携して、災害時に備えた要援護者への支援体制づくりを推進しました。
今後の目標	災害発生時に備えて、自力での避難が困難な高齢者や障害のある人等に対する地域住民による支援体制づくりを推進します。

具体的な 施策	14 NPO等市民活動団体の活動の支援
担当課 (関連計画等)	協働コミュニティ課（市民活動団体との協働の基本方針）
施策の内容	西東京市市民協働推進センター「ゆめこらぼ」において、NPO法人等の設立支援、活動団体間の連携促進を図ることで、NPO法人等市民活動団体の活動の支援と協働を推進していきます。
これまでの 取り組み	西東京市市民協働推進センター「ゆめこらぼ」において、各種市民活動に関する相談や関係団体の紹介、講座、機材やスペースの貸出、NPOパワーアップ講座等を実施、市民活動団体同士の支援を実施しました。 また、NPO市民フェスティバルを実行委員会方式で実施し、オンラインも活用しつつ、市民活動団体同士の交流を図ることができました。
今後の目標	今後も、西東京市市民協働推進センター「ゆめこらぼ」による市民活動団体への支援を通して、協働によるまちづくりを進めていきます。

具体的な 施策	15 ボランティア活動への参画促進
担当課 (関連計画等)	地域共生課（地域福祉計画）
施策の内容	西東京市ボランティア・市民活動センターが実施している相談、情報提供、講習会等の充実を支援し、市民のボランティア活動への理解と参加を促進します。
これまでの 取り組み	補助金の交付による財政的支援を通じて、西東京市ボランティア・市民活動センターが実施している相談、情報提供、講習会等の活動の充実をしました。
今後の目標	補助金の交付による財政的支援を通じて、引き続き西東京市ボランティア・市民活動センターが実施している相談、情報提供、講習会等の活動の充実をしていきます。

具体的な 施策	16 子どもの緊急避難場所の確保(子ども110番ピーポくんの家)
担当課 (関連計画等)	児童青少年課(子育て・子育てワイワイプラン)
施策の内容	PTA・青少年育成会が主体となり、子どもたちが地域で事件・事故に巻き込まれそうになったとき緊急避難場所として逃げ込める家(子ども110番ピーポくんの家)を公募するとともに、保護者に対して周知を図ります。市は、協力者の家に貼るステッカーなどを配布し、子どもたちの不安解消と地域ぐるみでの子どもたちの避難場所確保の活動を支援していきます。
これまでの 取り組み	<p>各学校の子ども110番ピーポくんの家担当者が地域を回り、子どもたちが被害を受けたり、身の危険や不安を感じたりした時に、安心して避難できる場所として、地域の方に「協力員」としてご登録いただいております。</p> <p>例年、近隣小学校及び中学校で構成される西部、中部、南部、北部の4グループにおいて、それぞれの担当者の代表による会議を開催し、意見交換や同施策に対する各校の取り組みについて情報共有を行い、防犯意識の向上を図っております。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の流行状況を勘案し、一部書面での会議を実施しました。</p>
今後の目標	ステッカーの配布に加え、新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえつつ、以前のような対面での各グループ会議や、また市全体でのオリエンテーション会議の開催についても、制度の周知の一環として支援していきます。

具体的な 施策	17 市民の健康づくり支援
担当課 (関連計画等)	健康課（健康づくり推進プラン）
施策の内容	「健康事業ガイド」の発行、出前講座等の健康教育等を通じ、健康情報の発信、地域（まち）の健康づくりに取り組みます。
これまでの 取り組み	健康事業ガイドの全戸配布、出前講座等の健康教育等を行いました。 また、健康ポイントアプリ「あるこ」を活用したイベント等を行い、地域（まち）の健康づくりに取り組みました。
今後の目標	引き続き、「健康事業ガイド」の発行、出前講座等の健康教育等を通じ、健康情報の発信、地域（まち）の健康づくりに取り組みます。

基本目標2 すべての人にやさしい公共空間づくり

(1) 公共施設等のバリアフリー化等の推進

施策の方向性

バリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた、誰もが使いやすい公共施設等としての機能向上を図るため、老朽化や耐震化の工事にあわせて、必要に応じて整備を行います。

具体的な 施策	18 公共施設等のバリアフリー化等の推進
担当課 (関連計画等)	各公共施設所管課（西東京市公共施設等総合管理計画）
施策の内容	「西東京市公共施設等総合管理計画」に基づき計画的に管理を行っていきます。また、バリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた、誰もが使いやすい公共施設等としての機能向上を図るため、必要に応じて整備を行います。
これまでの 取り組み	<p>バリアフリースイールの適正な利用に関する啓発の取組において、トイレ名称の検討・修正及びピクトグラムを設置しました。</p> <p>田無庁舎の一部のトイレにおいて、温水洗浄便座取付工事を実施しました。</p> <p>中央図書館において、点字タイルの敷設、トイレの洋式化及びオスメイト対応化を実施しました。</p> <p>田無公民館において、視覚障がい者用誘導ブロックの設置や授乳室の設置、トイレの洋式化、バリアフリースイールへのおむつ替え用ベッドの設置及びオスメイト対応化等を実施しました。</p>
今後の目標	各公共施設等において、施設の老朽化対策として実施する改修等にあわせ、バリアフリー化等を推進します。

(2) まちなかにおける安全性の向上

施策の方向性

人、自転車、自動車及安全で円滑に通行できる道路、歩道の整備を進めます。また、高齢者や障害のある人等をはじめ、誰もが安全かつ快適に移動することができるよう、歩行空間のバリアフリー化を進めます。

具体的な 施策	19 快適な道路空間の創出
担当課 (関連計画等)	道路課（道路整備計画、無電柱化推進計画）
施策の内容	歩道が設置されている道路については、歩道のバリアフリー化と適切な維持管理を行い、快適な歩行空間の確保に努めます。 歩道が設置されていない道路については、安全な歩行空間の確保に向け、部分的な歩道の新設・拡幅を検討します。また幹線道路等の整備にあわせた無電柱化を計画的に進めます。
これまでの 取り組み	歩道のバリアフリー化と適切な維持管理として、 <ul style="list-style-type: none">・現地調査等を行い必要な補修工事を実施する等、歩道の適切な維持管理に努めました。・市道111号線において、歩行者の安全対策として外側線を標示しました。・ひばりヶ丘駅南口に存する市道104号線において、令和3年度から令和4年度にかけて道路改良工事を行った際、歩道のバリアフリー化も併せて実施しました。
今後の目標	歩道が設置されている道路については、歩道のバリアフリー化及び適切な維持管理に努めます。 歩道が設置されていない道路については、交通事故を防止するため、路側帯の広幅員化や道路標識の整備を行う等歩行者の安全対策を実施するほか、道路整備計画を踏まえ、効果の高い道路改良を検討し、道路改良工事を実施します。また、快適な道路空間の創出に繋がる無電柱化を進めます。

具体的な 施策	20 都市計画道路の整備推進
担当課 (関連計画等)	道路課（道路整備計画）
施策の内容	幹線道路としての役割を担う都市計画道路の整備は、自動車だけでなく歩行者の利便性を高めることにもつながります。そのため、東京都との連携を図りながら、引き続き都市計画道路の整備を進めます。
これまでの 取り組み	都市計画道路3・4・11号練馬東村山線について、事業用地を取得しました。また、都市計画道路3・4・24号田無駅南口線街路部について、事業説明会を開催しました。引き続き、道路整備にむけて進捗させていきます。
今後の目標	東京都と連携を図りながら、引き続き都市計画道路の整備を進めます。

具体的な 施策	21 放置自転車対策の推進
担当課 (関連計画等)	交通課（交通安全計画）
施策の内容	道路や歩道に置かれた自転車は、歩行者の通行を妨げるだけでなく、交通事故の原因や救急・防災活動の際の障害になります。誰もが快適な生活を送れるよう、警察署や関係機関との幅広い連携のもと、取締りや広報等により、放置自転車対策を推進します。自転車等放置禁止区域における自転車や原動機付自転車の放置に対する指導、警告及び移送撤去等を適切に実施します。
これまでの 取り組み	市内5駅に放置自転車整理指導員を配置し、放置自転車に対する整理指導等を行うとともに、クリーンキャンペーン等で市報、ホームページ、SNSによる啓発活動を実施しました。 令和4年度の放置自転車の撤去台数は、令和3年度とほぼ同じ台数で推移しております。 新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度と比較すると5割弱程度に減少しています。
今後の目標	放置自転車等の撤去等放置防止の普及啓発に取り組むことで、誰もが安心して安全に通行できる道路環境や放置自転車等がないきれいな街の景観の確保に努めます。

具体的な 施策	22 安心・安全な道路環境づくり
担当課 (関連計画等)	道路課（道路整備計画）
施策の内容	<p>道路の安全性・快適性の確保のため、道路反射鏡、道路区画線（スクールゾーンの表示など）、ガードレールなどの交通安全施設を設置していきます。</p> <p>夜間の交通安全と防犯対策のため、市内道路上に街路灯を設置していきます。また、商店街や団地の自治会などに対して街路灯の電気代の補助を行います。</p>
これまでの 取り組み	市民要望等により、交通安全施設（街路灯、道路反射鏡、防護柵等）の設置及び修繕を行いました。
今後の目標	交通安全施設（街路灯、道路反射鏡、防護柵等）の設置及び修繕を実施します。

具体的な 施策	23 交通安全活動の推進
担当課 (関連計画等)	交通課（交通安全計画）
施策の内容	<p>市民への交通安全ルールやマナーの普及啓発のため、交通安全教室の開催、キャンペーンの実施、交通安全週間における啓発などに取り組みます。また、市報、ホームページ、SNS、ポスター等の各種広報媒体の活用により、年齢層や事故状況等に応じた効果的な広報活動を推進します。</p>
これまでの 取り組み	<p>警察、交通安全協会、学校と連携して交通安全教室等を実施しました。また放置自転車対策のキャンペーンと連携し、自転車利用者への啓発に取り組みました。</p> <p>引き続き、交通安全教室等の実施により市民の交通マナー向上を図るとともに、交通安全意識の啓発に取り組みます。</p>
今後の目標	交通安全教室等を実施することで、引き続き市民の交通マナー向上を図ります。

具体的な 施策	24 通学路の安全確保
担当課 (関連計画等)	学務課（教育計画） 道路課（道路整備計画） 交通課（交通安全計画）
施策の内容	子どもの通学路の交通安全施設の整備を充実するとともに、関係機関、教員・保護者等の学校関係者、地域等と連携して実施する通学路点検等、子どもの安全の確保に取り組みます。
これまでの 取り組み	<p>学校・保護者・関係機関による通学路合同点検を通じて危険箇所 の改善を図りました。交通擁護員の配置、防犯カメラの適切な 運用のほか、学校・保護者からの児童の交通安全指導により、 重層的な通学路安全対策を講じています。</p> <p>子どもの見守りの充実を図るため、関係機関との今後の対応を 協議するとともに協力依頼をしました。</p> <p>また、通学路の安全点検の実施結果等に基づき、路面標示の新 設、外側線・グリーンベルト等が薄くなっている箇所の再標示、 看板設置等による交通安全に関する注意喚起対策を実施しまし た。</p>
今後の目標	<p>通学路点検において、関係機関、保護者、地域等と連携・協力を 図りながら、必要な交通安全施設の整備を進めていきます。</p> <p>また、道路整備計画を踏まえ、効果の高い道路改良を検討し、道 路改良工事を実施します。</p> <p>そして、ハード面の対策だけでなく、ご家庭による児童の安全 指導に向けた情報提供を通じて、登下校等のリスクを軽減するほ か、</p> <p>関係機関、教員・保護者等の学校関係者、地域等と連携して実 施する通学路点検等持続可能な見守り体制の整備と子どもの安全 の確保に取り組みます。</p>

(3) 公共交通機関等の利便性の向上

施策の方向性

駅前広場等の整備を進めることで、広くて歩きやすい歩道が整備されるなど、歩行者の回遊性に配慮した、活気とにぎわい、うるおいとやすらぎのある都市空間の創出を目指します。また、はなバス等のサービス向上により、誰もが気軽に移動しやすい環境を整備します。

具体的な 施策	25 駅前広場におけるバリアフリー化等の促進
担当課 (関連計画等)	道路課（後期基本計画・道路整備計画）
施策の内容	バス・タクシー事業者との調整を図り、バス・タクシー・自家用車など利用者の安全性を確保するとともに、交通結節点の利用環境の向上を図るため、歩行空間の段差解消やわかりやすいサインの配置等により、すべての人にとって安全で快適な駅前広場の整備をめざします。
これまでの 取り組み	田無駅南口交通広場について、事業用地を取得することで道路整備にむけて進捗しました。
今後の目標	引き続き、田無駅南口交通広場の整備について、事業用地を取得し、早期完了を目指します。

具体的な 施策	26 「はなバス」の利便性向上
担当課 (関連計画等)	交通課（地域公共交通計画）
施策の内容	はなバスの役割やあり方を踏まえ、バス事業者と協議しながら、利用実態に応じたより効率的で利便性の高い運行を目指します。
これまでの 取り組み	ポケット時刻表の作成などにより利用者の利便性の向上を図りました。
今後の目標	公共交通空白地域における新たな移動手段の導入、都市基盤整備の進捗などを踏まえ、利用実態に応じたルート及びダイヤの見直しや車両の最適化等を検討します。他自治体で取り組まれている事例を参考にしながら、ネーミングライツの導入や広告枠の拡大、バスロケーションシステム導入等の検討を進めていきます。

具体的な 施策	27 高齢者や障害のある人への移送サービスの充実
担当課 (関連計画等)	高齢者支援課（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画） 障害福祉課（障害者基本計画）
施策の内容	高齢者や障害のある人等単独での公共交通機関の利用が困難な方の社会参加と社会活動圏の拡大を図るため、NPO法人等、民間移送業者による移送サービスの充実を図ります。
これまでの 取り組み	高齢者保健福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、移送サービスの充実を図ってきました。 また、利用方法についてホームページで周知を行いました。
今後の目標	高齢者や障害のある人等の日常の利便を確保し、社会参加と社会活動圏の拡大を図るため、引き続き移送サービスの充実に向けた検討を行います。

（４） 公共の緑の保全と整備

施策の方向性

市民や民間との協働により既存公園・緑地の適切な維持管理を目指します。

具体的な 施策	28 既存の公園・緑地の適切な維持管理
担当課 (関連計画等)	みどり公園課（みどりの基本計画・公園配置計画）
施策の内容	市が管理する公園や緑地は、公園管理協力会員（市民団体やボランティア）による管理運営が行われています。公園管理協力会員への参加を促進するとともに、必要に応じて資質を高める講座等を実施し、市民との協働による公園・緑地の適切な維持管理が将来にわたり継続されるための取り組みを推進します。
これまでの 取り組み	公園管理協力会員向けの連絡会を実施し、公園管理のあり方や会員同士の情報交換を行いました。 また、新たに公園ボランティアを始めたい方や公園ボランティア活動の知識を深めたい方等を対象としてボランティア養成講座を実施しました。 公園ボランティア会員数941人（令和5年（2023）年3月31日時点）
今後の目標	公園ボランティアの協力や民間活力を活用して、公園等の維持管理を推進します。また、ボランティアの資質を高める講座等を実施します。

具体的な 施策	29 公園における緑化の推進
担当課 (関連計画等)	みどり公園課（みどりの基本計画）
施策の内容	公園など公共用地に設置した花壇では、デザインや植え付けを市民団体との協働で行う「花いっぱい運動」を実施しています。市では、活動を実施する団体に対し、植え付けに必要な花苗・資材等の支給を行っています。また、花苗の一部は、市の育苗センターで育成し、市民団体による植え付けに活用しています。今後も、市民との協働による事業を継続していきます。
これまでの 取り組み	公園等における公共用花壇の維持管理として、市民団体と協働で行う「花いっぱい運動」を支援しました。
今後の目標	市民団体が実施する「花いっぱい運動」等の活動を支援し、新規担い手の勧誘を実施することで、引き続き公共施設における緑化を推進します。

具体的な 施策	30 公園・緑地の確保
担当課 (関連計画等)	みどり公園課（みどりの基本計画・公園配置計画）
施策の内容	借地公園や公園空白地区にある生産緑地等を計画的に買い取り、公園・緑地として整備し、公園空白地区の解消に努めます。
これまでの 取り組み	公有地買い取り協議に伴う案件での進展はありませんでした。引き続き公園空白地域においての公園の新設を目指します。
今後の目標	引き続き、公園空白地区において、500㎡以上の公園の新設を目指します。

基本目標3 市民・事業者の協力によるやさしいまちづくり

(1) 小規模店舗等のバリアフリー化に関する支援

施策の方向性

小規模な店舗や生活利便施設などにおいて、店舗主等の協力を得ながら店舗等入口等の段差を解消するなど、だれもが気軽に利用できる整備を促進します。

具体的な 施策	31 助成制度の活用によるバリアフリーの誘導
担当課 (関連計画等)	都市計画課（人にやさしいまちづくり条例）
施策の内容	小規模店舗等（東京都福祉のまちづくり条例等によりバリアフリー化が義務づけられていない店舗をいう。）施設に対する助成金を交付することで小規模店舗等におけるバリアフリー化について支援していきます。
これまでの 取り組み	助成金を交付することで、小規模店舗等におけるバリアフリー化を支援しました。
今後の目標	助成金を交付する等、引き続き支援していきます。また、小規模店舗等におけるバリアフリー化をさらに誘導していくため、助成対象の拡大を検討しつつ、助成金制度についてより一層の周知を図り、利用者の増加を目指します。

(2) 人にやさしいまちづくりを支援する民間施設等の確保
 施策の方向性

まちなかにおけるトイレやベンチ、休憩スペース、授乳スペースなどだれもが気軽に利用できる環境の整備について、民間施設に協力を要請することで、高齢者や障害のある人、乳幼児連れの人などが安心して外出できる環境づくりを促進します。

具体的な 施策	32 人にやさしいまちづくりを支援する民間施設の確保
担当課 (関連計画等)	都市計画課 (人にやさしいまちづくり条例、東京都福祉のまちづくり条例)
施策の内容	まちなかにおけるトイレやベンチ、休憩スペース、授乳スペースなどだれもが気軽に利用できる環境の整備について、民間施設に協力を要請します。
これまでの 取り組み	まちなかにおける休憩スペースの確保として、まちなかベンチ設置助成金交付要綱に基づき、まちなかにおけるベンチの設置について支援しました。 助成金交付要綱については、平成24(2012)年度で終了し、5件の利用実績がありました。
今後の目標	東京都福祉のまちづくり条例において、物品販売業を営む店舗(スーパーマーケット、コンビニエンスストア等)、飲食店(レストラン、ファーストフード店等)等の建築物を建築する際には、車椅子利用者用トイレ、授乳室、オムツの替え場所等の整備基準が規定されていることから、同条例に基づく届出を受けることで、人にやさしいまちづくりを支援する民間施設の確保を図ります。

具体的な 施策	33 大規模開発における開発指導に基づく歩道等の設置
担当課 (関連計画等)	都市計画課（人にやさしいまちづくり条例）
施策の内容	大規模開発事業においては、人にやさしいまちづくり条例に基づき、大規模開発事業者に対して、人にやさしいまちづくりへの協力について指導・助言を行います。指導・助言に基づき、歩行者の安全を確保するための歩道や誰でも利用できる公園の設置を求めるなど、人にやさしいまちづくりを支援する施設の確保を目指します。
これまでの 取り組み	大規模開発事業者に対して、歩行者の安全を確保するための歩道や緑地の設置など人にやさしいまちづくりを支援する施設の確保に関する指導・助言を行いました。
今後の目標	引き続き、大規模開発事業者に対して歩行者の安全を確保するための歩道や緑地の設置など人にやさしいまちづくりを支援する施設の確保に関する指導・助言を行う。

具体的な 施策	34 開発指導に基づく歩行空間の確保
担当課 (関連計画等)	都市計画課（人にやさしいまちづくり条例）
施策の内容	保谷駅南口における道路（都道233号線）については、歩道がなく、またバス路線となっていることから、歩行者に危険な道路となっています。当該区間において開発事業が行われた際には、人にやさしいまちづくり条例に基づき、事業者に対して歩行空間の確保について協力を求めます。
これまでの 取り組み	指定されている道路沿いにおいて、開発事業は行われませんでした。 今後、開発事業が行われた際には、歩行空間の確保について協力を求めています。
今後の目標	引き続き、指定されている道路沿いにおいて、開発事業が行われた際には、歩行空間の確保について協力を求めています。

具体的な 施策	35 【新規】未利用地・残地等を活用した休憩施設の設置 (本計画より取り組む施策)
担当課 (関連計画等)	都市計画課（都市計画マスタープラン）
施策の内容	市民の方々が休憩できるように、未利用地や道路用地買収等で生じた残地にベンチ等の設置を検討します。

(3) 民有地における緑化の推進

施策の方向性

一定規模以上の開発事業については、「西東京市人にやさしいまちづくり条例」に基づく事業者への指導と、事業者の理解・協力により、適切な公園と緑を確保していきます。また、住宅地や事業所用地においても積極的な緑化を働きかけ、市民・事業者との協働により、まちの潤いを創出していきます。

具体的な 施策	36 開発指導に基づく緑の創出
担当課 (関連計画等)	都市計画課（人にやさしいまちづくり条例）
施策の内容	「人にやさしいまちづくり条例」では、一定規模以上の開発事業について、一定割合の公園や緑地を確保するよう規定しています。同条例に基づき、開発事業者へ公園・緑地の設置を求めることで、宅地や施設敷地内の緑の適切な確保を図ります。
これまでの 取り組み	一定規模以上の開発事業においては、人にやさしいまちづくり条例に基づき公園・緑地の設置を求めることで緑化を推進しました。
今後の目標	人にやさしいまちづくり条例の規定に基づき、引き続き開発事業者に公園・緑地の設置を求めています。

具体的な 施策	37 市民・事業者による緑化の推進
担当課 (関連計画等)	みどり公園課（みどりの基本計画）
施策の内容	宅地と道路の接道部の緑化及びブロック塀の安全化を推進するため、新たな生垣の造成、花壇の造成及びフェンスの緑化と、それに伴うブロック塀の撤去費用に対する助成を行っています。このほか、保存樹等の指定基準に該当し、市の指定を受けた保存樹木・保存樹林・保存生垣についても補助金を交付しています。
これまでの 取り組み	令和4年度から「生垣造成補助」を拡充させた「緑と花の沿道推進事業」補助制度を開始し、生垣の造成、花壇の造成及びフェンスの緑化と、それに伴うブロック塀の撤去費用に対する助成を実施しました。また、市の指定を受けた保存樹木・保存樹林・保存生垣に対して補助金を交付しました。
今後の目標	引き続き、保存樹木・保存樹林・保存生垣に対して補助金を交付することで、緑化を推進します。また、生垣の造成、花壇の造成及びフェンスの緑化を条件とする「緑と花の沿道推進事業」補助制度により、より一層の緑化の推進を目指します。

具体的な 施策	38 農業への理解促進
担当課 (関連計画等)	産業振興課（農業振興計画）
施策の内容	市民が農業、農地、農産物に触れる機会を創出することにより、市民の農業への理解促進を図ります。
これまでの 取り組み	市民農園、農業体験農園を通して、市民が農業に触れる機会を提供しました。また、各種イベントを通して、市民の農業への理解促進を図りました。
今後の目標	市民農園や農業体験農園等を通して、市民の農業への理解促進を図ります。また、農業者が開設する市民農園、体験農園の開設に対する支援を行い、市民が体験できる農園を増やしていきます。

資料編

- 1 西東京市人にやさしいまちづくり推進協議会
- 2 西東京市人にやさしいまちづくり推進協議会委員名簿
- 3 計画策定の経過
- 4 用語の解説

調整中

発行 西東京市まちづくり部都市計画課
〒202-8555 西東京市中町1-6-8 (保谷東分庁舎)
電話 042-438-4051 (直通)
FAX 042-439-3025
ホームページ <http://www.city.nishitokyo.lg.jp/>

